

債務整理について

弁護士 千葉和彦

- 1 複数の貸主から借金した結果支払不能となった場合を、一般に「多重債務」と呼んでいます。「多重債務」に至った原因、つまり借金をした原因は様々でしょう。ギャンブル目的等は論外としても、思わざる怪我や病気、リストラや取引先の倒産等による止むに止まれぬ借金もあります。確かに、借りたものを返すのは、法律以前の道德の問題です。しかし、この「借りたものは返す」ことを貫くことで、その人やその回りの人々の生活や人生が取り返しのつかないほど破壊されることも有り得ます。そこで法律は、様々な債務整理の手段を用意しています。
- 2 債務整理とは、負担している債務を軽減させる意味で一般に使われる言葉ですが、法律上の言葉ではありません。約定利率（契約上定められた利息の利率）を利息制限法に定める利率に引き下げて計算し直し、その金額を前提として支払を継続する法律上の方法としては、調停（話し合い）の制度を利用する「特定調停」や原則として3年間（会社では10年間）に一定の割合の金額を支払った後に残額を免除される「民事再生」があります。また、支払しない方向では、「破産」制度があります。その人の負債額が資産額を上回れば、基本的に「破産」になりますが、負債の支払をしなくとも良くなるためには、「破産」の後に「免責」の決定を受けることが必要です。但し、ギャンブル目的で借りたなど一定の場合には免責にはなりませんし、公租公課などの債権は免責の対象とはなりません。
- 3 その人に最も相応しい「債務整理」の方法を見つけるには、専門家に相談することが必要です。福島県弁護士会（電話・024-534-2334）では、会員による多重債務の無料法律相談を実施していますし、日本司法支援センター福島事務所（電話・050-3383-5540）や福島市など地方自治体でも無料法律相談を行っています。また、破産や民事再生等の弁護士費用は、日本司法支援センターで立て替えをしてくれます。少しでも債務のことで悩んだら、専門家に相談して正しい情報を得て、問題が深刻化する前に対応策を講ずることが肝心です。
- 4 なお、単なる「保証人」ではなく、「連帯保証人」となっている場合は、主債務者（借りた人）と同じ責任を負いますから、主債務者が払えなくなるまで請求されない等とのんびり構えてはいられません。また、保証人に迷惑をかけるからと、法的手段を採ることをためらう方もおられますが、例えて言えば、溺れている内の一人だけでも早く船に上がれば他の人を引っ張り上げて助けられるのに、自分だけが早く船に上がるのをためらった結果、全員が溺れてしまうことは、避けなければなりません。
- 5 繰り返しになりますが、自分で悩んだり、非専門家に相談したりせず、問題が軽いうちに専門家の助言を得ておくことが何よりも大事なことです。

千葉法律事務所 所長 福島いのちの電話 評議員